



社 援 保 第 4 4 号  
平成12年7月14日

都道府県知事  
各 指定都市市長 民生主管部（局）長 殿  
中核市市長

厚生省社会・援護局保護課長

### 境界層該当者の取扱いについて

介護保険法施行令（平成10年政令412号）第22条の2第5項第2号及び第6項の規定が適用される要保護者、同令第29条の2第5項第2号及び第6項の規定が適用される要保護者、同令第38条第1項第1号イ（2）及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ及び同項第4号ロ又は施行令第39条第1項第1号イ（2）及びハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ及び同項第5号ロの規定が適用される要保護者、介護保険法施行規則（平成11年省令36号）第79条の2第2号に掲げる要保護者、同規則（平成11年省令36号）第113条の第4号に規定する要保護者、同規則171条の2第1項において準用する施行規則第79条の2第2号に掲げる要保護者（以下「境界層該当者」という。）の取扱いについては、今般、「境界層措置の運用の詳細について」（平成12年7月14日老介第9号老人保健福祉局介護保険課長通知）により都道府県市あて示されたところであるが、福祉事務所における具体的な取扱いは、下記のとおりであるので、よろしくお取り計らい願いたい。

### 記

#### 1. 基本的な取扱い

##### (1) 境界層該当者と境界層該当措置について

以下の各号に掲げる者については、保険者により、次表で定める区分に応じた境界層措置がなされることとされているため、保護を要しないこと。

- ア 要保護者であって、給付減額等の記載（介護保険法第69条第1項に規定する給付減額等の記載をいう。）を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるもの
- イ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定施設サービス等（介護保険法第48条に規定する指定施設サービス等をいう。）を受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該指定施設サービス等に係る標準負担額（介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額をいう。）が1日につき「五百円」又は「三百円」に減

額されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が指定介護福祉施設サービスを受ける日の属する月において要保護者である者であって、当該指定施設サービス等に係る特定標準負担額（介護保険法施行令第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。）が一日につき「五百円」又は「三百円」に減額されたとすれば、保護を必要としない状態となるもの

エ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等（介護保険法第22条の2第1項で規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条の2第2項で規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「二万四千六百元」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条で規定する高額介護サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

ウ その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が居宅サービス等があった月において要保護者である者であって、利用者負担世帯合算額を「二万四千六百元」又は「一万五千元」と読み替えて高額居宅支援サービス費（介護保険法第61条に規定する高額居宅支援サービス費をいう。）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

オ 要保護者であってその者に課される保険料額について、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ（2）若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ若しくは同項第4号ロ又は施行令第39条第1項第1号イ（2）若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項第4号ロ若しくは同項第5号ロの規定に基づき、より低い標準割合（4分の2、4分の3、4分の4若しくは4分の5又は同条第1号から第5号までの規定による割合を基準として市町村が条例で定めた割合）が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

表

区 分	境 界 層 該 当 措 置	
アに掲げる者	(ア)	給付減額等の記載（介護保険法第69条第1項に規定する給付減額等の記載をいう。）が行われない。
イに掲げる者	(イ)	指定施設サービス等に係る標準負担額（介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額をいう。以下同じ。）が保護を必要としなくなるまで、1日につき「五百円」又は「三百円」に減額される。
ウに掲げる者	(ウ)	指定施設サービス等に係る特定標準負担額（介護保険法施行令第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。以下同じ。）が保護を必要としなくなるまで、1日につき「五百円」又は「三百円（厚生省告示第64号に規定する300円未満の額にあっては、当該額）」に減額される。
エに掲げる者	(エ)	保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額（介護保険法施行令第22条第2項で規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。）を「二万四千六百元」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費（介護保険法第51条で規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。）が適用される。
オに掲げる者	(オ)	保護を必要としなくなるまで、利用者負担世帯合算額を「二万

		四千六百円」又は「一万五千円」と読み替えて高額居宅支援サービス費（介護保険法第61条に規定する高額居宅支援サービス費をいう。以下同じ。）が適用される。
カに掲げる者	(カ)	保険料額について、保護を必要としなくなるまで、介護保険法施行令第38条第1項第1号イ(2)若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ若しくは同項第4号ロ又は施行令第39条第1項第1号イ(2)若しくはハ、同項第2号ロ、同項第3号ロ、同項4号ロ若しくは同項第5号ロの規定に基づき、より低い標準割合(4分の2、4分の3、4分の4若しくは4分の5又は同条第1号から第5号までの規定による割合を基準として市町村が条例で定めた割合)が適用される。

(2) 境界層措置の優先順位について

境界層措置の優先順位については、老人保健福祉局介護保険課により、上表の①(ア)、②(イ)又は(ウ)、③(エ)又は(オ)、④(カ)の順に優先して講ずべきものとされていること。

2. 境界層該当者に対する証明書等の交付

境界層措置は保険者が行うものであるが、福祉事務所長は、保護の申請に応じ、保護開始時の要否判定を行った結果、境界層該当者であることが明らかになった場合又は保護を受けている者が境界層該当者に該当する場合、別添の証明書及び添付書類(以下「証明書等」という。以下同じ)を境界層該当者に交付するものとし、その際、保険者に対する境界層該当措置の申請に当たっては当該証明書等を添えて提出するよう教示すること。

3. 証明書等の記載

(1) 境界層該当証明書

境界層該当証明書には以下の事項を記載すること。

ア 却下に係る申請日又は保護廃止日

当該者に係る処分が却下の場合には、却下に係る申請日を、保護廃止の場合には、保護廃止日を記載すること。

イ 保護を要しない理由

境界層該当措置により何円以上の減額がなされれば、保護を要さないかを記載すること。

(2) 添付書類

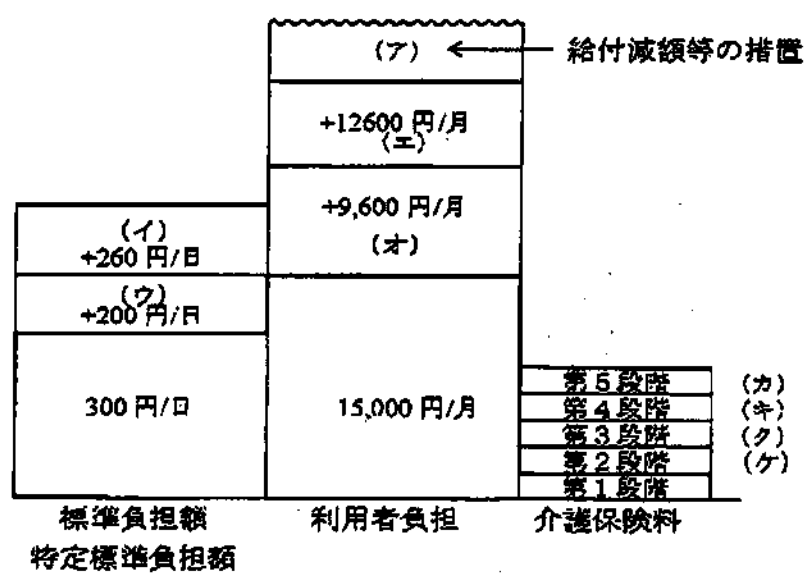
境界層措置は、表中の(1)～(4)の順で講ぜられることとなるので、証明書に記載された額から、その額が0円以下になるまで、以下の(ア)～(ケ)に掲げる額のうち境界層措置がなされる以前に自己負担していた額を(ア)～(ケ)の順に減じることとし、その減じた額を表中の(1)～(4)の「減額される自己負担(月額)」にそれぞれ記載すること。

したがって、表中の「減額される自己負担(月額)合計」には、証明書に記載された額以上の額であって、境界層措置により減額可能な必要最小限の額を記載することとなる。

(ア) 介護サービス費合計額(介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する介護サービ

- ス算合計額をいう。)の3割の額から介護サービス費合計額の1割の額(介護サービス費合計額の1割の額が37200円以上の場合には37200円)を減じて得た額
- (イ) 標準負担額又は特定標準負担額の「780円」にその月の日数を乗じた額から標準負担額又は特定標準負担額の「500円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- (ウ) 標準負担額又は特定標準負担額の「500円」にその月の日数を乗じた額から標準負担額又は特定標準負担額の「300円」にその月の日数を乗じた額を減じて得た額
- (エ) 利用者負担世帯合算額の「37200円」から「24600円」を減じて得た額
- (オ) 利用者負担世帯合算額の「24600円」から「15000円」を減じて得た額
- (カ) 基準額に標準割合の「6/4」を乗じた額から基準額に標準割合の「5/4」を乗じた額を減じて得た額
- (キ) 基準額に標準割合の「5/4」を乗じた額から基準額に標準割合の「4/4」を乗じた額を減じて得た額
- (ク) 基準額に標準割合の「4/4」を乗じた額から基準額に標準割合の「3/4」を乗じた額を減じて得た額
- (ケ) 基準額に標準割合の「3/4」を乗じた額から基準額に標準割合の「2/4」を乗じた額を減じて得た額

※ (カ) ~ (ケ) については、介護保険料の標準割合が5段階設定の場合である。



4. 境界層該当者に対する保護廃止の際の留意点

1. の各号に該当することにより保護を廃止する場合は、生活保護法による介護扶助が現物給付であるのに対し、高額介護サービス費の支給が償還払により行われることなどから、生活福祉資金の療養・介護資金等の融資制度を含めた他法他施策の活用あつせん等によりその円滑な移行について十分配慮すること。

(別添)

## 境界層該当証明書

---

住 所

氏 名 ( 年 月 日生)

上記の者及びその世帯員は、世帯の収入が最低生活費を上回るため、生活保護が(申請却下・廃止)となりましたが、(却下に係る申請日・廃止日)及び保護を要しない理由は、下記のとおりであることを証明します。

### 記

(1) 却下に係る申請日・廃止日

平成 年 月 日

(2) 保護を要しない理由

境界層該当措置による \_\_\_\_\_ 円以上の減額を受けることにより、保護を要しないため。

平成 年 月 日

〇〇福祉事務所長

添付書類

境界層該当措置の内容		減額される自己負担(月額)
(1)	給付減額等の記載(介護保険法第69条第1項に規定する給付減額等の記載をいう。)が行われていない。	
(2)	指定施設サービス等に係る標準負担額(介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額をいう。以下同じ。)又は特定標準負担額(介護保険法施行法第13条第4項第2号に規定する特定標準負担額をいう。以下同じ。)が1日につき「五百円」又は「三百円」に減額される。	
(3)	利用者負担世帯合算額(介護保険法施行令第22条第2項で規定する利用者負担世帯合算額をいう。以下同じ。)を「二万四千六百円」又は「一万五千元」と読み替えて高額介護サービス費(介護保険法第51条で規定する高額介護サービス費をいう。以下同じ。)又は高額居宅支援サービス費(介護保険法第61条に規定する高額居宅支援サービス費をいう。以下同じ。)が適用される。	
(4)	保険料額が、保護を必要としなくなるまで、市町村が条例で定めるより低い標準割合を乗じて得た額に減額される。	
減額される自己負担(月額)の合計額		

## (参考)

## (例)

・次の世帯が保護の申請を行った場合の福祉事務所の事務処理は以下のとおりとなる。

1	市町村民税世帯非課税者であって、指定施設サービス等を受けている者	
2	現に適用されている基準額で算定した最低生活費から収入を控除して得た額は13200円とする。	
3	現に適用されている基準額	
①	標準負担額又は特定標準負担額	$500円 \times 30日 = 15000円$
②	高額介護サービス費又はに係る自己負担上限額 高額居宅支援サービス費	24600円
③	保険料	$3000円 \times 3/4 = 2250円$
4	境界層措置により減額される額	
①	標準負担額又は特定標準負担額	$300円 \times 30日 = 9000円$
②	高額介護サービス費又はに係る自己負担上限額 高額居宅支援サービス費	15000円
③	保険料	$3000円 \times 2/4 = 1500円$
5	境界層措置により減額可能な額	
①	標準負担額又は特定標準負担額	$15000円(3の①) - 9000円(4の①) = 6000円$
②	高額介護サービス費又はに係る自己負担上限額 高額居宅支援サービス費	$24600円(3の②) - 15000円(4の②) = 9600円$
③	保険料	$2250円(3の③) - 1500円(4の③) = 750円$
④	合計	16350円

## 【事務処理】

- 標準負担額を9000円、高額介護サービス費の自己負担上限額を15000円及び保険料額を1500円として算定した最低生活費を用いて保護の要否判定を行う。
- 1の結果、保護否と判定されるが、これは最低生活費を超える収入額が、境界層措置により減額可能な額の合計(16350円)額を下回るため、境界層措置(13200円以上の減額)を行うことにより、保護を必要としなくなるものである。  
このため、福祉事務所長は、境界層該当証明書の(2)に、現に適用されている基準額を用いて算定した最低生活費から当該世帯の収入額を控除して得た額(13200円)を記載し、また、境界層該当証明書の添付書類の(1)については給付減額の記載等を受けていないことから空欄にし、(2)については6000円、(3)については9600円と記載し、(4)については(2)及び(3)により13200円以上の減額がなされることから空欄にして、本人に交付すること。